

政総第1663号
令和8年10月8日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和8年9月18日付け神議第1534号をもって送付のありました大山 奈々子議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026

答 弁 書

● 県立福祉機構の役割と災害時の障がい者支援について

○ 県立福祉機構の役割について

福祉機構では、専門人材の確保・育成と専門性の強化について、SNS等を活用して効果的な採用広報を行い、計画的な職員の確保を進めるとともに、科学的な福祉の研究とその成果を踏まえた当事者目線の支援を実践する人材の育成のため、職員の専門性に応じた段階的な研究の実施や外部との連携に取り組んでいきます。また、財政基盤の確保について、福祉機構の予算は、大部分が県からの運営費交付金であることから、県としても、効率的な法人運営を支援するとともに、必要な財源の確保に努めてまいります。

次に、施設の小規模化や入所定員の削減については、福祉機構では、従来の終の棲家としての役割を転換し、地域で暮らしていくための通過型施設として、地域生活移行と同時に小規模化に取り組んでいますが、一時的に地域生活が困難になった場合や、虐待を受けている可能性があるなど緊急度の高い方については、必要に応じて、期間を定めて入所受入れを行うなど、柔軟に対応しています。

最後に、福祉機構が進める科学的な福祉の研究については、研究の実施に留まらず、その成果を当事者目線の支援の実践につなげるとともに、大学等の教育研究機関や民間施設等と連携し、得られた知見を福祉機構の中だけに留めることなく、広く地域に普及啓発していくことで、県内福祉全体の底上げを図ることとしています。

○ 災害時に障がい者のいのちを守る仕組みについて

相談支援専門員などの福祉専門職は、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、また、福祉サービス提供に係るケアプランと合わせて個別避難計画を作成することが効果的であるため、計画作成への相談支援専門員の参画は大変重要です。

そのため県では、今年度から、介護支援専門員、相談支援専門員等の福祉専門職を対象に、個別避難計画の作成や関係者との調整に関する知識及び技術の習得を目的とした研修の実施に取り組んでいるところであり、これにより市町村が専門職と連携して計画作成に取り組めるよう後押ししてまいります。

また、大規模災害の発生時、被災地の社会福祉施設等においては、地域の要配慮者の受入れなども行われることが想定されるため、障害福祉サービス事業所と地元市町村は、必要に応じて福祉避難所として協定を結ぶなど、対応を進めています。

県では、こうした社会福祉施設等の取組をバックアップするため、障害者支援施設や障害児入所施設などには、防災倉庫の設置費用を補助しています。また、入所施設だけでなく、必要な日中サービス事業所においても、障害者地域生活サポート事業の一つとして、市町村と協調して、災害時に活用できる備蓄品等の購入費用を補助しています。

なお、県内の施設団体では、被災した施設に対し、応援職員を派遣する体制を整備しています。このように、県として必要な補助等を実施しながら、地域全体で障がい者を支える体制を平時から準備していくことについて、支援していきます。

さらに、本県では、大規模災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者を支援するため、平成 28 年度に、福祉施設団体や職能団体との協働による「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」が構築されています。今後、県内で大規模な災害が発生した場合には、県は、災害の規模に応じて国や全国社会福祉協議会への支援要請を行うとともに、当該ネットワークとも連携し、福祉施設職員の派遣に係る調整に当たってまいります。

● 介護人材の質・定着率・専門性の向上に向けた県の支援強化について

県では、介護事業者や関係団体等による神奈川県介護人材確保対策推進会議を設置し、職員一人ひとりの「キャリアデザイン」と、法人・事業所の「キャリアパス」構築等について検討しており、この中で介護福祉士の専門性の向上に向け、倫理研修を取り上げているところです。今後、継続的な研修についても議論を行っていきます。

また、アウトリーチ型研修について、現在県では「介護技術等出前研修」として、経験豊富な介護福祉士等の講師が介護事業所に出向き、現場の介護福祉士等に介護及び介護技術に関する研修を実施しており、引き続き実施していく方向で考えています。

さらに、介護福祉士のキャリア形成に必要な研修受講者の拡充については、現在、研修受講料や代替職員の人件費に対する補助を行っており、引き続き受講促進のための支援を行うとともに、関係団体と協力し、事業所や本人に対し受講を促していきます。

なお、「介護福祉士」の標準職分類への位置付けについては、県として、介護人材の確保や定着を図るうえでの具体的な効果や影響について、現時点で十分に把握できていないことから、国に要望することは考えておりません。

● エネルギーの地産地消の推進

○ 太陽光発電の設置義務化の検討と建築主等への再生可能エネルギー導入に関する説明義務化について

県では、太陽光発電の設置義務化について、全国一律で実施するよう国に対し要望してきました。

こうした中、国は住宅トップランナー制度の中で、令和7年度から、大手ハウスメーカーに新たに太陽光発電の設置目標を設定し、目標達成を義務付ける仕組みを導入しています。

このように、全国一律の実施が開始されたため、本県が新たに実施する状況にはないと考えています。

また、説明義務化についても、国において令和6年4月から、新たに市町村が計画を策定した区域内で建築士から建築主への説明を義務づける「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」が創設されましたので、本県では、市町村の計画策定を後押しするため、策定の基本的な考え方や計画のひな型などを掲載した「神奈川県建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」を令和8年3月に策定し、市町村への説明会なども実施しています。

なお、本県の建築物温暖化対策計画書制度では、一定規模以上の建物の新築等を行う建築主に対し、再生可能エネルギー等の活用に係る検討結果の提出を義務付けています。

○ 太陽光発電・蓄電池導入費補助金のニーズに応じた補助枠拡大について

住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金について、昨年度の申請状況を鑑み、今年度の予算額を昨年度3億4,400万円から4億3,000万円に増額するとともに、募集時期を2回に分けるなど申請の機会を増やしています。

さらに、第2期募集にあたっては、5月の第1期募集の予算枠が2日で受付を終了したことを踏まえ、予算の執行状況等を精査し、可能な限り財源を確保して補助枠を拡大しました。

○ 低所得世帯、賃貸住宅、集合住宅など、導入が進みにくい層への支援強化について

太陽光発電設置については、特に費用負担が課題であると考えられることから、初期費用負担なしで設置できる「太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金（ゼロ円ソーラー補助）」や、スケールメリットを生かして市場よりも安い費用で購入できる「共同購入事業」、令和7年度からは、「住宅用太陽光・蓄電池導入費補助」を実施しています。

また、賃貸住宅、集合住宅については、今後、関係団体等へのヒアリングを通じ実態を把握するとともに、引き続き補助事業の周知等を図り、利用促進に努めます。

○ 「エネルギーの地産地消」を政策の柱の一つとして明確に位置づけ、県有施設等への発電・蓄電設備の導入、中小企業・県民への支援、地域新電力の育成、市町村との連携による地域エネルギー循環を一体的に進めることについて

県では、2024年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、2050年の目指すべき姿として、「エネルギーの地産地消の環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指す」ことを位置付けています。

太陽光発電の導入については、県自らが率先して県有施設への太陽光発電や蓄電池の導入を進めるとともに、ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池の早期普及も進めていきます。

中小企業等への再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、太陽光発電等の導入に対する「自家消費再生可能エネルギー導入費補助金」により支援を行っています。

家庭向けについては、太陽光発電と蓄電池を併せた導入に対する「住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助」、初期費用の負担なしで設置できる「ゼロ円ソーラー補助」、市場価格より安い費用で購入できる「住宅用太陽光発電・蓄電池の共同購入事業」などにより支援を行っています。

地域新電力について、県内を供給エリアとする民間の小売電気事業者が比較的多いことから、新たな地域新電力の立ち上げ、育成を必要とする状況とは考えていません。県としては、再エネ電力の利用拡大を目的として、小売電気事業者が提供する再エネ電力プランを広く周知するとともに、再エネ電力への切替えを行った県内企業等を「かながわ再エネ電力利用事業者」に認定して、県のホームページ等で公表し、小売電気事業者及び県内企業等の双方を支援する「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を実施しています。

このように、2050年脱炭素社会の実現に向け、市町村をはじめ、民間事業者等とも

連携し、オールジャパン・オール神奈川で再生可能エネルギーの導入・利用を推進してまいります。

○ 県の様々な取組や補助制度について、県民に分かりやすく周知し、利用につなげる
ことについて

県のウェブサイト「かながわ脱炭素ポータル」では、脱炭素社会の実現に向けた本県の取組や導入事例、補助金などの支援情報を掲載するとともに、国や市町村の支援策も紹介し、県民や事業者の皆様の脱炭素に向けた取組を後押ししています。また、県の補助制度について、チラシやパンフレット等を作成し、市町村や関係団体等を通じて広報しており、引き続き、県民の方にとって分かりやすい周知を行うよう努めてまいります。

● 相模原市の大西大通り線事業認可の再考を

○ 事業認可前の確認について

事業認可については、都市計画法第 61 条の規定に基づき、「事業の内容が都市計画に適合しているか」、「事業施行期間が適切であるか」を審査しており、事業認可前の土地売買や住民への説明状況等については、事業認可における審査の対象になっていません。

○ 事業認可の審査及び申請資料について

事業認可については、都市計画法第 61 条の規定に基づき、「事業の内容が都市計画に適合しているか」等を審査するものです。

また、事業認可の資料については、都市計画法第 60 条の規定に基づき、申請書、添附資料として事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図書及び資金計画書のほか、参考資料として都市計画図書や事業進捗状況図等の提出を求め、それらの内容が適切であることを確認し、認可しました。

○ 市町の都市計画決定に係る協議等について

市町の都市計画決定に係る協議については、県は、都市計画法第 19 条第 4 項の規定に基づき、一の市町の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は県が定める都市計画との適合を図る観点から協議を行っています。

なお、協議に先立ち、都市計画の案の作成段階から市町と事前相談を行い、都市計画の内容や必要性等についても確認しています。

また、事業認可の見直しや必要な措置については、都市計画法第 81 条において、都市計画法の規定に違反した者等に対し、法に基づく処分の取消等を行うことができる旨を定めています。

県は、相模原市が都市計画法の規定に基づく手続を経て都市計画を定め、事業認可申請が適正な手続に則って行われているものと認識しています。

総 第 2501 号
令和 8 年 10 月 8 日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和 8 年 9 月 18 日付け神議第 1534 号をもって送付のありました大山 奈々子
議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 宮下、鎌田
内線 8024

答 弁 書

● デュアル教育の充実について

○ かながわデュアルシステム推進センターの成果の検証等について

県教育委員会では、学校での学びと企業での長期間の実習を組み合わせる実践的な職業教育「デュアルシステム」を実施しています。

また、受入企業の開拓や、学校と企業のマッチング等のコーディネートを経率的に行うため、令和4年度に「かながわデュアルシステム推進センター」を設置し、その運営をNPO法人に委託しています。

昨年度は、新たな受入企業4社を含む23社の協力を得て、専門高校7校の198名がデュアルシステムに参加しました。

○ 持続可能な仕組みの構築について

県教育委員会では、コーディネートに関わる学校の業務負担を軽減し、デュアルシステムを持続可能なものとする視点も含め、「かながわデュアルシステム推進センター」を設置しました。

また、令和6年度から、専門高校や農業、工業等の関係企業等の代表者、推進センターの代表者等で構成する「かながわデュアルシステム推進協議会」において、デュアルシステムの受入先の拡大などの課題解決に向け、定期的に協議しています。

こうしたことにより、今後もより効果的な推進センターの活用方法を検討してまいります。

● 中学校夜間学級での学びを保障するために

○ 広報の拡充等について

県教育委員会では、中学校夜間学級で学ぶことを希望する方に必要な情報が届くよう、昨年新たに、パンフレット「中学校夜間学級で学びませんか」を作成し、県ホームページに掲載しています。

また、不登校相談会・進路情報説明会では、中学校夜間学級の募集チラシの配布や、紹介動画の放映等も行っています。

今後はさらに、各市町村のホームページに情報掲載を依頼するなど、広報の充実に努めてまいります。

○ 通学利便性を図ることについて

横浜市及び川崎市における中学校夜間学級の入学要件等は、各教育委員会の決定事項ですが、県教育委員会では引き続き、夜間学級を設置している横浜市、川崎市、相模原市と情報共有、意見交換を進めてまいります。

○ 今後の中学校夜間学級の設置について

県域の市町村では現在、新たな中学校夜間学級の設置に向けた動きは見られませんが、県教育委員会では引き続き、教育機会確保に関する連絡協議会等で、県域の市町村に対し、中学校夜間学級の設置の検討を働きかけてまいります。

○ 夜間定時制の募集再開について

近年、県立高校の夜間定時制課程の志願者数が、定員を大きく下回っていることなどから、県教育委員会では今年度から、6校の夜間定時制課程の募集を停止しました。

そのうえで実施した、本年2月の入学者選抜では、夜間定時制課程の志願倍率は、平均で約0.3倍にとどまっているため、これら6校の募集を再開することは考えていません。